

特定技能外国人受入事業実施法人の登録に関する誓約書

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第百二十七号）（以下「経済産業省告示」という。）第四条の登録を受けるに当たり、経済産業省告示第六条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

事務所の所在地 _____
法人名 _____
代表者の氏名 _____